

季節労働者資格取得促進事業

対象となる季節労働者の方

音更町・士幌町・上士幌町・鹿追町・新得町・清水町・芽室町・幕別町にお住まいで、**通年雇用化を目指す季節労働者の方**

指定教育訓練（運転免許・国家資格など）を受講される方には

受講経費の

検定料・印紙代・旅費などを除く

50% 限度額 166666円を助成

- 大型、大型特殊、大型2種、などの免許
- 2級土木施工管理技士、2級建築士などの国家資格
- 車両系や作業主任者技能講習
- 介護職員初任者研修などの医療福祉資格

受講計画の承認・
助成金交付について

- 必ず協議会で通年雇用化に向けた相談をしてから受講を開始してください。
- 指定教育訓練の受講計画承認申請時には、教育機関の受講料・受講日程が記載された受付表や受講スケジュール表（時間割）が必要です。助成金の交付申込期限は、資格取得後1ヶ月以内または令和3年3月17日のいずれか早い日とします。

特別教育・安全衛生教育を受講される方には

受講経費の

検定料・印紙代・旅費などを除く

50% 限度額 30,000円を助成

- アーク溶接、ローラー、チェンソーなどの特別教育
- 刈払機取扱作業員、職長・安全衛生責任者などの安全衛生教育

音更町・士幌町・上士幌町・鹿追町・新得町・清水町・芽室町・幕別町にお住まいの、**季節労働者の方**が対象です。